



鳥取県公報

令和5年9月8日(金)
第9528号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	農地中間管理機構の事業規程の変更の承認(434)(経営支援課) 2
	指定障害児通所支援事業者の指定(435)(西部総合事務所県民福祉局) 2
	指定障害児通所支援事業の廃止の届出(436)(〃) 2
	指定障害福祉サービス事業者の指定(3件)(437~439)(〃) 3
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出(440)(〃) 3
	土地改良区の役員の退任(441)(西部総合事務所農林局) 4
◇ 選管告示	不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正(42) 4
◇ 公 告	農地を利用する権利の設定の裁定(経営支援課) 5
	保安林の指定施業要件の変更に係る森林所有者等への公示による通知 (森林づくり推進課) 5
	森林法による開発行為の変更許可(西部総合事務所農林局) 6
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催(警察本部生活安全企画課) 6
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定(警察本部会計課) 8

告 示

鳥取県告示第434号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構の事業規程の変更を次のとおり承認したので、同条第2項において準用する法第8条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和5年9月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 事業規程を変更した農地中間管理機構の名称
公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構
- 2 変更承認に係る事業の種類
 - (1) 農地売買等事業（法第7条第1号に規定する事業をいう。）
 - (2) 農地売渡信託等事業（法第7条第2号に規定する事業をいう。）
 - (3) 農地所有適格法人出資育成事業（法第7条第3号に規定する事業をいう。）
 - (4) 研修等事業（法第7条第4号に規定する事業をいう。）
- 3 事業規程の変更を承認した日
令和5年8月21日

鳥取県告示第435号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和5年9月8日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
社会福祉法人 ぱれっと	米子市安倍492-2	オリーブ グリーン	米子市安倍492-2	児童発達支援	令和5年9月1日
〃	〃	放課後等デイサービス フリージア	〃	放課後等デイサービス	〃

鳥取県告示第436号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者から障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和5年9月8日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行っていた事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	廃止年月日
特定非営利 活動法人 e v e r g r e e n	米子市安倍492-2	オリーブ グリーン	米子市安倍492-2	児童発達支援	令和5年8月31日
〃	〃	放課後等デイサービス フリージア	〃	放課後等デイサービス	〃

鳥取県告示第437号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和5年9月8日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 ぱれっと	米子市安倍492-2	ヘルパーステーション カルミア	米子市安倍492-2	居宅介護、重度訪問介護、行動援護	令和5年9月1日

鳥取県告示第438号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和5年9月8日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 ぱれっと	米子市安倍492-2	ホップ	米子市安倍492-2	生活介護	令和5年9月1日
〃	〃	g r e e n w o r k s	〃	就労継続支援B型	〃

鳥取県告示第439号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和5年9月8日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 ぱれっと	米子市安倍492-2	タイム	米子市安倍492-2	短期入所	令和5年9月1日
〃	〃	ポトス	〃	共同生活援助	〃

鳥取県告示第440号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和5年9月8日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人evergreen	米子市安倍492-2	ヘルパーステーションカルミア	米子市安倍492-2	居宅介護、重度訪問介護、行動援護	令和5年8月31日
〃	〃	ホップ	〃	生活介護	〃
〃	〃	タイム	〃	短期入所	〃
〃	〃	greenworks	〃	就労継続支援B型	〃
〃	〃	ポトス	〃	共同生活援助	〃

鳥取県告示第441号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり大山町名和土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和5年9月8日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

退任した役員の氏名及び住所

理 事 鳥 橋 千 廣 西伯郡大山町富長69-1

令和5年6月9日退任

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第42号

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

令和5年9月8日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
1 略 2 老人ホーム <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ケアハウス新しいなば幸朋苑</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">ケアハウス新しいなば幸朋苑はまなす</td> <td style="border: 2px solid black; text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 3・4 略	施設名	所在地	略		ケアハウス新しいなば幸朋苑	〃	ケアハウス新しいなば幸朋苑はまなす	〃	略		1 略 2 老人ホーム <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ケアハウス新しいなば幸朋苑</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 3・4 略	施設名	所在地	略		ケアハウス新しいなば幸朋苑	〃	略	
施設名	所在地																		
略																			
ケアハウス新しいなば幸朋苑	〃																		
ケアハウス新しいなば幸朋苑はまなす	〃																		
略																			
施設名	所在地																		
略																			
ケアハウス新しいなば幸朋苑	〃																		
略																			

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により公告する。

令和5年9月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
岩美郡岩美町大字高山字薬師免142-1	田	1,165
岩美郡岩美町大字牧谷字米山1985		2,773

2 利用権の内容等

所在及び地番	内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額 （円／年）
岩美郡岩美町大字高山字薬師免142-1	田	令和5年 10月1日	6年	3,029
岩美郡岩美町大字牧谷字米山1985			5年	5,546

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構
理事長 西尾 博之
鳥取市東町一丁目271

4 農地の所有者等に係る情報

登記名義人は死亡しており、法定相続人も不明のため、その所有者が確知できない状態となっている。

5 補償金の支払の方法

当該利用権の始期までに鳥取地方法務局に補償金を供託すること。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は鳥取地方法務局において、供託された補償金の還付を請求することができる。

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知を受け取るべき森林所有者の所在が不明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 所在が不明な者が所有する保安林の所在場所

日野郡日野町板井原字小高下7の2、字下モ山19の2、字曲り谷尻21、字内井谷尻68、字竹ノ下タ163の1、165、字下モノ谷230、字カリヤ場516、字大平ノ上536の1、537、字橋ヶ谷尻田上799の1、字橋ヶ谷下タ823、字大井呑西畑831の2、字橋ヶ谷836、字履掛谷883、字大明神890、金持字寸ヶ平19の1、22、字妙見谷56、70、71、字梨子ノ木畑215、230、字湯谷上ミ平243、字下モ土居谷698、字平ル畑左956の2、956の4、字裏細1313、1319、字上ミ滝谷1329、字二タ又1347、字渡瀬上り1372、字下モ滝谷1389、字長畑1542の2、字二ノ渡瀬1622の1、字障子滝1635、字フロノソネ1844、字中ノ塔1849、字中ノソネ1870、字後谷奥1872の10、1872の13、1874の5、字家ノ向1888の1、字牛房塔1901、1908、三土字丸谷633の3、634の4、津地字大谷山978の2、字アナイゴ985の1、字峠谷西平1029の1、1029の59、1029の82、1029の84、1029の90、字滝ノ谷ノ上エ1056の9、中菅字市ノ原奥572、安原字大滝176の1

2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更について

3 通知の要旨

1に掲げる土地について、令和4年12月5日付農林水産省告示第1933号（保安林の指定施業要件を変更する件）のとおり保安林の指定施業要件を変更すること。

- 4 通知の掲示場所 日野町役場
- 5 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の変更の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

令和5年9月8日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

開発者の氏名 又は名称及び 代表者の氏名	開発者の 住所又は 主たる事 務所の所 在 地	開発行為 を行う土 地の所在 地	開発行為 の目的	変更後の内容				開発行為 の変更の 許可年月 日
				土地の面積			開発行為の 工期	
				開発事業 区域の土 地の面積	開発行為 をしよう とする森 林の土地 の面積	開発行為 に係る森 林の土地 の面積		
合同会社とっ とりYDソー ラー 代表社員 一般社団法人 とっとりYD ソーラー 職 務執行者 浜 田 洋	東京都新 宿区下宮 比町1-4	西伯郡大 山町赤松 地内	太陽光発 電施設の 設置	27.4051ヘ クタール	27.4051ヘ クタール	19.8795ヘ クタール	令和4年5 月20日から 令和6年5 月19日まで	令和5年8 月29日

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和5年9月8日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

- 1 受講対象者
鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの
- 2 開催の日時、場所等
(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和5年10月1日 午前9時から午前 11時30分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6人
令和5年10月10日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	5人
令和5年10月23日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃
令和5年10月28日 午前9時から正午	鳥取市覚寺768-1 鳥取クレイ射撃場	〃	〃	6人

まで				
----	--	--	--	--

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和5年10月3日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等 射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	5人
令和5年10月10日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和5年10月17日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和5年10月24日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和5年10月31日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和5年10月31日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレー射撃場	〃	〃	3人

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜き出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,700円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年9月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|---|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 新運転者管理システム端末等賃貸借及び保守業務 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 令和5年8月4日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 日本電気株式会社山陰支店
米子市東町171 |
| 5 契 約 金 額 | 月額2,718,210円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 再度の入札に付したが落札者がなかったため。（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県警察本部警務部会計課
鳥取市東町一丁目271 |